

西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による住宅の電気火災の発生を防止し、住宅の出火及び延焼を住民自らが防止するため、感震ブレーカーの設置に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、西条市補助金等交付規則（平成16年西条市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「感震ブレーカー」とは、地震時に通電を遮断する機能を有する機器のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 分電盤タイプ 日本配線システム工業会規格 JWDS0007付2で定める構造及び機能を有する機器（電気工事が必要なものに限る。）
- (2) コンセントタイプ コンセント等に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、主幹ブレーカー又は当該コンセントから電気を遮断する機器
- (3) 簡易タイプ ばねの作動、重りの落下等によりブレーカーを作動させ、電気を遮断する機器（第1号に該当するものを除く。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する世帯に構成員として属している者であること。
- (2) 令和8年4月1日以後に、所有する市内の住宅への感震ブレーカーの設置が完了した者であること。
- (3) 補助対象者が属する世帯の全員が市又は他の地方公共団体から同種の補助を受けていない者であること。
- (4) 補助対象者が属する世帯の全員が市税を滞納していない者であること。
- (5) 補助対象者が属する世帯の全員が西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに関係する者でないこと。

(補助対象感震ブレーカー)

第4条 補助金の交付の対象となる感震ブレーカー（以下「補助対象感震ブレーカー」という。）は、次の各号のいずれにも該当する物とする。

- (1) 令和7年8月1日以後に市内の法人又は個人事業主から購入する製品（インターネット、通信販売等で購入する製品を除く。）であること。
- (2) 新品又は未使用品であること。
- (3) 補助対象者が自らの世帯で使用するための製品であること。

(4) 分電盤タイプは、電気工事による設置がなされたものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費（既設のブレーカーの処分に係る経費を除き、地方税及び地方消費税を含めない。）とする。

2 前項に規定する補助対象経費の額の算定において、クーポン等による割引がある場合については、当該割引後の額を補助対象経費とする。

(補助金の額及び交付回数)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3以内を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額）とし、1万5,000円を限度とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、本文に定める率及び限度額の範囲内で市長が別に定める率及び限度額とすることができる。

2 補助金の交付は、1世帯1回までとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象感震ブレーカーを購入した日の属する年度の末日までに、西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象感震ブレーカーを購入した日付又は設置した日付及び金額を証する書類の原本又はその写し

(2) 西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金設置前・後の写真張り付け台紙（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）又は西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助対象感震ブレーカーの譲渡等の禁止)

第10条 購入した補助対象感震ブレーカーは、譲渡し、又は売却してはならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、規則第14条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取

り消したときは、西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 規則第14条の規定による補助金の返還の命令は、西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金返還命令書（様式第7号）により行うものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日（要）告示第37号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月21日（要）告示第41号）

この告示は、令和8年4月21日から施行し、この告示による改正後の西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付要綱第2条の規定は、令和8年4月1日以後の補助金申請について適用する。

附 則（令和8年5月1日（要）告示第47号）

この告示は、令和8年5月1日から施行し、この告示による改正後の西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付要綱第2条の規定は、令和8年4月1日以後の補助金申請について適用する。

年 月 日

西条市長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号 ⑩

西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付申請書兼誓約書

次のとおり西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、補助金の趣旨を理解し、同意事項及び宣誓事項について、同意し、及び宣誓します。

申請額	円
-----	---

1 同意事項

西条市が、市税の納付状況、過去に西条市又は他の地方公共団体から同種の補助を受けていないこと等補助金の交付の決定に当たり必要となる私の世帯全員の市税の納税状況等の情報について、調査・照会することに同意します。

2 宣誓事項

- (1) 私が購入した感震ブレーカーは、自らの世帯で使用するために購入したものであることに相違ありません。
- (2) 世帯の全員が補助金と同種の補助を受けた者ではありません。
- (3) 世帯の全員が西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに関する者ではありません。
- (4) 市長又は監査委員から調査又は監査の求めがあったときは、誠実に応じます。
- (5) この補助金の交付を受けて購入した感震ブレーカーを他の者に譲渡し、又は売却しません。

3 添付書類

- (1) 感震ブレーカーを購入した日付又は設置した日付及び金額を証する書類の原本又はその写し

（裏面へ）

- (2) 西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金設置前・後の写真張り付け台紙
(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

設置した感震ブレーカーの情報	購入年月日	メーカー	品番	品名	金額 (税抜き)
					円
					円
					円
					円
					円
	上記感震ブレーカー設置等に要した金額				円
	工事業者名				
	工事業者住所				
	その他	ポイント割引・値引き等 (マイナスで記入)			

注 3の(1)の添付書類に感震ブレーカーを購入した日付又は設置した日付、金額の内訳等(機器代金と設置費用が分かれているもの)が記載されていない場合は、購入した日付、金額の内訳等を記入してください。

様式第2号（第7条関係）

西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金

設置前・後の写真張り付け台紙

申請者氏名	
-------	--

感震ブレーカーの設置前後が分かる写真を張り付けて提出してください。
(2個以上購入している場合は、それぞれ提出が必要です。)

設置前写真

設置前の状態が分かるように撮影すること。



設置後写真

設置後の状態と感震ブレーカーが分かるように撮影すること。

様

西条市感震ブレイカー設置支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西条市感震ブレイカー設置支援事業費補助金について、西条市感震ブレイカー設置支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により次の条件を付けて、 年度において補助金 円を交付します。

年 月 日

西条市長



条件

- 1 この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはなりません。
- 2 この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがあります。
- 3 西条市補助金等交付規則第14条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- 4 3により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとします。
- 5 4により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければなりません。
- 6 4により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければなりません。

様

西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金について、次の理由により不交付とすることを決定したので、西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

西条市長



不交付とする理由	
----------	--

年 月 日

西条市長 殿

住所
氏名
電話番号

西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付請求書

請求額 _____ 円

上記金額を 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金として請求します。

振込先口座

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名					店名							
	銀行 農協 信用金庫 ()					支店 支所 出張所							
	口座種別					口座番号（7桁で記入）							
	1 普通 2 当座 3 その他 ()												
ゆうちょ銀行	通帳番号					通帳記号（右詰めで記入）							
	1				0	の							

口座名義	(カナ)	
	口座名義	

様

西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金について、次により交付決定を取り消しましたので、西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

西条市長



1 交付決定額		円
2 取消額		円
3 取消理由		

様式第7号（第11条関係）

第 号

様

西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した西条市感震ブレーカー設置支援事業費補助金について、次のとおり補助金の返還を命じます。

年 月 日

西条市長



1 返還命令額		円
2 返還期限		円
3 返還方法		